

認定更新申請のご案内

平素より学会活動にご尽力を頂きまして誠にありがとうございます。

申請書は下記学会事務局宛にご送付ください。後日審査終了通知と共に納付書をお送りいたします。手数料をご入金くださいますよう、よろしくお願い致します。

ご不明な点、ご質問等がございましたら、下記学会事務局までご連絡をください。

以上

日本森田療法学会 事務局

〒105-8561 東京都港区西新橋 3-25-8

東京慈恵会医科大学精神医学講座内

TEL:03-3433-1111 (内線 3301)

FAX:03-3437-0228

E-mail: moritajikei@gmail.com

年 月 日

日本森田療法学会 認定医 更新申請書 (1)

下記の通り、更新に必要な所定の点数〔15 点以上 かつ日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）への参加 1 回以上〕を満たしているので、証明する写しと更新料 1 万円を添えて、日本森田療法学会認定医資格更新を申請します。（証明する写しは下記番号通り添付いたします）

更新申請者氏名： _____ 印

1. 日本森田療法学会への参加（1回につき3点）

番号	第 回日本森田療法学会（開催年月日）	点数
	合 計	

2. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコンgres）への参加（1回につき2点）

[illegible]

日本森田療法学会 認定医 更新申請書 (2)

3. 日本森田療法学会が認定する研修会への参加（単発の研修会 2 点 継続的な研修会 4 点）

[illegible]

4. 日本森田療法学会での発表（発表者3点 共同演者1点）

[illegible]

日本森田療法学会 認定医 更新申請書 (3)

5. 森田療法に関する学術論文・著書（1編につき筆頭著者、または corresponding author は4点、2位以下の共著者は2点）

[illegible]

総合計 点

日本森田療法学会認定医・認定心理療法士・認定指導員制度規則

日本森田療法学会認定医制度規則

第1章 総 則

第1条 この制度は、森田療法の専門家として広い知識と練磨された技能を備えた優れた医師を社会におくり、社会における精神健康の保持および増進に貢献し、併せて森田療法の普及向上を図るために定める。

第2条 前条の目的を達成させるため、日本森田療法学会は日本森田療法学会認定医制度を発足させ、森田療法の専門医としてふさわしい実力をもつ医師を日本森田療法学会認定医（以下認定医と略記）として理事会の合意を得て認定する。

第2章 認定医の認定

第3条 認定医の認定を申請する者は、次の各項の資格をすべて満足しなければならない。

1. 医師免許を有し、医師としての優れた人格と見識を備えていること。
2. 医師歴5年以上、申請時において引き続いて5年以上本学会会員であること。
3. 日本森田療法学会での発表3回以上。（一般講演、特別講演・シンポジウムを含み、そのうち発表者として1回以上）
4. 森田療法に関する学術論文2編以上。（著書を含み、そのうち筆頭著者論文1編以上）
5. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）への参加3回以上。

第4条 認定医の認定を申請する者は、以下を添えて申請し、常任理事会の審査を経て理事会で認定される。

1. 申請書（学会ホームページからダウンロードするか、又は学会事務局から取り寄せる）
2. 本学会の理事の推薦（申請書の推薦者（理事）欄に署名押印）
3. 手数料3万円（学会事務局からの認定受理連絡後に振り込む）
4. 論文別刷各1部、著書（本人のものと確認できる写し1部でよい）
5. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）の修了証の写し

第5条 認定医として認定された者に対して、学会は認定医の証書を授与する。

第6条 認定医の資格は、5年に1回更新とする。更新申請には、下記1. 2. の条件を満たすことが必要である。

1. 日本森田療法学会が主催する研修会（プレコングレス）への1回以上の参加
2. 下記の1)から5)において、計15点以上を取得
 - 1) 日本森田療法学会への参加（3点）
 - 2) 日本森田療法学会が主催する研修会への参加（2点）
 - 3) 日本森田療法学会が認定する研修会への参加
（単発の研修会2点、継続的な研修会4点）
 - 4) 日本森田療法学会での発表（発表者3点、共同演者1点）
 - 5) 森田療法に関する学術論文・著書（1編につき、筆頭著者、または corresponding author は4点、2位以下の共著者は2点）

＊複数著者が同等に貢献（equal contributors）している論文・著書は，そのことが著作物に明記されている場合に限り，該当者全員を筆頭著者とみなす。

更新申請の際は，申請書（学会ホームページからダウンロードするか，又は学会事務局から取り寄せる）とともに取得点数を証明する写しと更新料1万円を振込んだ証明を添えて本学会に提出する。

第3章 付 則

第7条 本規則は，平成8年10月25日より施行する。

第8条 この規則の変更は，常任理事会において検討し，理事会の承認を経て行なう。

第9条 認定の申請や更新の要件となる研修会とは，専門家の育成・訓練に寄与する内容をもつセミナー，ワークショップなどで，日本森田療法学会が主催するものと日本森田療法学会が認定したものからなる。

日本森田療法学会が主催する研修会とは，学会の際に実施される事例検討会などの教育・訓練を目的としたプログラムを指す。

日本森田療法学会が認定する研修会とは，あらかじめ主催者よりその概要と講師などについて提出を受け，常任理事会が承認したものを指す。なお，認定の更新に必要な点数の上では，単発的に行われるセミナーやワークショップ（単発の研修会）と専門家の育成のために年間を通して定期的に行われるセミナー（継続的な研修会）を区別して扱う。

なおこの改定は，令和4年6月16日より施行する。